

## 特定物質等の規制によるオゾン層の保護に関する法律（略称:オゾン層保護法）

（昭和 63 年法律第 53 号）（令和 4 年法律第 68 号による改正）（令和 7 年 6 月 1 日施行）

e-Gov（法）：[https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=363AC0000000053\\_20250601\\_504AC0000000068](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=363AC0000000053_20250601_504AC0000000068)

e-Gov（施行令）：[https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=406C00000000308\\_20211224\\_503C00000000343](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=406C00000000308_20211224_503C00000000343)（令和 3 年政令第 343 号による改正）

e-Gov（施行規則）：[https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=363M50000400080\\_20210101\\_502M60000400090](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=363M50000400080_20210101_502M60000400090)（令和 2 年経済産業省令第 90 号による改正）

経済産業省 HP：[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/ozone/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/index.html)

「印刷産業における環境関連法規集（2022 年度版）」p112

この法律は、オゾン層破壊物質及び地球温暖化に深刻な影響をもたらす代替物質の製造・輸入を規制する法律です。これらの物質を製造・輸入しない事業者に対しては、使用する際の排出抑制及び使用の合理化の一般的責務が課せられます。

条項	条文	種類
第 1 条	<p>（目的）</p> <p>この法律は、国際的に協力して気候に及ぼす潜在的な影響に配慮しつつオゾン層の保護を図るため、オゾン層の保護のためのウィーン条約（以下「条約」という。）及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（以下「議定書」という。）の的確かつ円滑な実施を確保するための特定物質等の製造の規制並びに排出の抑制及び使用の合理化に関する措置等を講じ、もって人の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とする。</p>	目的
第 19 条	<p>（使用事業者の努力）</p> <p>特定物質等<sup>解釈上の注釈 1</sup>（特定物質等以外の物質であつて政令<sup>解釈上の注釈 2</sup>で定めるものを含む。以下この条から第 22 条までにおいて同じ。）を業として使用する者は、その使用に係る特定物質等の排出の抑制及び使用の合理化（特定物質等に代替する物質の利用を含む。次条において同じ。）に努めなければならない。</p> <p>（解釈上の注釈 1）「特定物質等」は法第 2 条第 2 項で「特定物質<sup>解釈上の注釈 3</sup>及び特定物質代替物質（特定物質に代替する物質であつて地球温暖化に深刻な影響をもたらすものとして政令で定めるものをいう。）」と定義。この政令は施行令第 1 条第 2 項で、施行令別表第 2 に規定。印刷産業に関連する物質は「印刷産業における環境関連法規集（2022 年度版）」p113 表 II-3-2 参照。</p> <p>（解釈上の注釈 2）施行令には対応する条項はない。</p> <p>（解釈上の注釈 3）「特定物質」は法第 2 条第 1 項で「オゾン層を破壊する物質であつて政令で定めるもの」と定義。この政令は施行令第 1 条第 1 項で、具体的な物質は施行令別表第 1 に規定。印刷産業に関連する物質は「印刷産業における環境関連法規集（2022 年度版）」p113 表 II-3-1 参照。</p>	責務規定